

指定障害福祉サービス事業所等 設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課長  
(公印省略)

障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて（通知）

平素より本県の障がい福祉施策に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正法（平成30年4月1日施行）により、各市町村等が委託して国民健康保険団体連合会が行っている支払事務に、審査事務が追加されることから、厚生労働省及び国民健康保険中央会において審査支払事務の見直しが行われております。この見直しにより、国保連合会が新たに実施する「一次審査」で発生する警告やエラーを未然に防止するため、各事業所が使用する「簡易入力システム」または市販の他システムにより請求する際の「取込送信システム」について、点検機能の強化等、今後、段階的に移行される予定です。

第一段階として、平成30年度当初（予定）より主に以下の点が変わりますので、御承知おきください。

記

(主な変更点)

○請求時の点検機能強化（別添資料下ページ番号：P113～121）

- ・「簡易入力システム」の点検項目強化
- ・「取込送信システム」の点検項目強化
- ・新たなチェックの追加

○事業所台帳情報参照機能の追加（別添資料下ページ番号：P125・126）

- ・事業所台帳として登録されている情報の参照、加算等

○国保連合会で実施する一次審査について

- ・「警告」から「エラー（返戻）」への移行（別添資料下ページ番号：P36～46）  
※エラー（返戻）へ移行する時期は、平成30年下期以降。（段階的に移行）

(参考資料掲載URL)

国民健康保険中央会ホームページ [https://www.kokuho.or.jp/concern/concern\\_care.html](https://www.kokuho.or.jp/concern/concern_care.html)

○[2017.12.13掲載]障害者総合支援法等審査支払事務に係る自治体職員等担当者説明会資料

※別添資料等を掲載

○[2016.12.28掲載]障害者総合支援法等審査事務研究会報告書

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課 菊地  
電話 089-912-2424  
FAX 089-931-8187  
E-mail syougaihukus@pref.ehime.lg.jp